特定非営利活動法人たつなみ会
定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人たつなみ会と称する。

（事務所）
第２条　この法人は、事務所を東京都世田谷区に置く。

（目的）
第３条　この法人は、病気、けが、高齢等のため、心身に障害を抱えた方やその家族と地域の人が、医療・保健・福祉等の諸問題についてともに考え、誰もが住みよい地域社会づくりをめざして、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（非営利活動の種類）
第４条　この法人は、第3条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。
(1)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2)　社会教育の推進を図る活動
(3)　まちづくりの推進を図る活動
(4)　人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(5)　子どもの健全育成を図る活動
(6)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）
第５条　この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1)　在宅生活を支援するための移送・食事・地域デイサービス事業
(2)　居宅サービス事業および介護予防居宅サービス事業
(3)　居宅介護支援事業
(4)　介護保険法に基づく地域密着型サービス事業および地域密着型介護予防サービス事業
(5)　介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
(6)　障害者福祉サービス事業
(7)　介護従事者の養成・研修事業
(8)　住宅改修に関する相談事業
(9)　地域福祉に関する相談事業
(10)　地域福祉のための養成・育成事業
(11)　社会福祉に関する情報の提供事業
(12)　その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

第２章　会員

（種別）
第６条　この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。
(1)　正会員　本会の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を有するもの
(2)　賛助会員　本会の事業を賛助するため入会した個人および団体で、総会における議決権を有しないもの

2　この定款に定める以外の会員に関する規定は総会で別に定める。

（入会）
第７条　この法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。
2　代表理事は、前項の申込書がこの法人の目的に賛同するものであると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾するものとする。
3　代表理事は、第1項の申込者の入会を承諾しないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）
第８条　会員は、総会の議決を経て別に定める会費を毎年納入しなければならない。
2　会費の額は、総会で定めるものとする。

（退会）
第９条　会員で退会しようとするものは、別に定める退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。
2　会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決を経て退会したものとみなすことができる。
(1)　死亡または失踪宣告を受けたとき
(2)　この法人が解散したとき
(3)　破産宣告を受けたとき
(4)　会費を2年にわたって納入しないとき

（除名）
第10条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
(1)　この定款に違反したとき
(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（入会金及び会費の不返還）
第11条　既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第３章　役員

（種類および定数）
第12条　この法人に、次の役員を置く。
(1)　理事5名以上10名以内
(2)　監事1名以上2名以内
2　理事のうち、1名を代表理事、1人を副代表理事とし、必要に応じて理事会の議決を経て、常務理事を置くことができる。

（選任等）
第13条　理事および監事は、正会員のうちから総会の議決により選任する。
2　総会が招集されるまでに、補欠または増員のために理事および監事を緊急に選任する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、理事会の議決により仮りにこれを選任することができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を得なければならない。
3　代表理事および副代表理事は、理事の互選により定める。
4　監事は、理事または、この法人の職員を兼ねることはできない。

（職務）
第14条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2　副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときは、あらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め、および総会または理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。
4　常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の日常業務を処理する。
5　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)　理事の業務執行の状況を監査すること
(2)　この法人の財産の状況を監査すること
(3)　理事の業務執行またはこの法人の財産の状況について、不正の行為または法令もしくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会または所轄庁に報告すること
(4)　前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること
(5)　理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

（任期）
第15条　役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2　欠員の補充または増員による任期途中からの役員の任期は、所定の任期の残任期間とする。
3　役員は、辞任または任期満了の場合においても、第12条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解任）
第16条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決を経て解任することができる。
(1)　職務の執行に堪えないと認められるとき
(2)　職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

（報酬等）
第17条　役員は、理事総数の3分の1以内の範囲で報酬を受けることができる。
2　報酬の額は、総会の議決を経て定める。
3　役員には、費用を弁償することができる。

第 4 章　総会

（種別）
第18条　この法人の総会は通常総会および臨時総会の2種類とする。

（構成）
第19条　総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第20条　総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。
(1)　定款の変更
(2)　解散及び合併
(3)　会員の除名
(4)　事業計画及び予算並びにその変更
(5)　事業報告及び決算
(6)　役員の選任及び解任
(7)　役員の職務及び報酬
(8)　入会金及び会費の額
(9)　資産の管理の方法
(10)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第45

条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(11)　解散における残余財産の帰属
(12)　事務局の組織及び運営
(13)　その他運営に関する重要事項

（開催）
第21条　通常総会は、毎年1回会計年度終了後3か月以内に開催する。
2　臨時総会は、次の各号の一に該当するときに開催する。
(1)　理事会が必要と認めたとき
(2)　正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
(3)　監事が招集したとき

（招集）
第22条　総会は、前条第2項第3号の場合を除き代表理事が招集する。
2　代表理事は総会を招集する場合、正会員に対して、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した通知を、開会日の5日前までに発信しなければならない。

（定足数）
第23条　総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ議決することはできない。

（議長）
第24条　会議の議長は、出席した正会員の中から選出する。

（議決）
第25条　総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
2　総会における正会員の議決権は、会費の口数にかかわらず1会員1票とする。
3　総会の議決について特別の利害関係を有する正会員または理事は、その議事の議決に加わることはできない。

（書面表決等）
第26条　総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、または代理人によって表決することができる。
2　第1項の規定により表決権を行使する正会員は、第23条および前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

（議事録）
第27条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時および場所
(2)　正会員の現在数
(3)　出席した正会員の数
(4)　審議事項
(5)　審議の経過の概要と議決の結果
(6)　議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長および出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、または記名押印し、これを保存しなければならない。

第 5 章　理事会

（構成）
第28条　理事会は、理事をもって構成する。
2　監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

（権能）
第29条　理事会は、次の事項を議決する。
(1)　事業計画および予算ならびにその変更
(2)　事務局の組織および運営
(3)　総会に付議すべき事項
(4)　その他、運営に関する必要な事項

（開催）
第30条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　代表理事が必要と認めたとき
(2)　理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合

（招集）
第31条　理事会は、代表理事が招集する。
2　代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面でもって、少なくとも5日前までに招集通知を発信していなければならない。

（議長）
第32条　理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名したものがこれにあたる。

（定足数）
第33条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ議決することができない。

（議決）
第34条　理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
2　理事会において、第31条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
3　議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

（書面表決等）
第35条　理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
2　第1項の規定により表決権を行使する理事は、第33条および前条1項の規定の適用については出席したものとする。

（議事録）
第36条　議長は、理事会の議事について議事録を作成し、議長および出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2名が署名、または記名押印し、これを保存しなければならない。

第 6 章　資産および会計

（資産の構成）
第37条　この法人の資産は、次の各号をもって構成する。
(1)　設立当初の財産目録に記載された資産
(2)　入会金及び会費

(3)　寄付金品
(4)　助成金
(5)　財産から生じる収益
(6)　事業に伴う収益
(7)　その他の収益

（資産の管理）
第38条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）
第39条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（事業年度）
第40条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画および予算）
第41条　この法人の事業計画およびこれにともなう予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。
2　前項の規定による理事会の議決を得た事業計画および予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。
3　当該総会は、報告を受けた事業計画および予算の変更を議決できる。変更の議決が行われた場合、理事会は速やかにその議決に基づいて事業計画および予算を変更しなければならない。
4　前項を除き、緊急を要する事業計画および予算の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。
5　理事会は、事業年度中に事業計画および予算を変更した場合は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

（暫定予算）
第42条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）
第43条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告および決算報告）
第44条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）
第45条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散および合併等

（定款の変更）
第46条　この定款を変更しようするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議

決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁にその旨を届け出なければならない。

（解散）

第47条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による認証の取消し

2　前項1号の規定に基づいて解散するときは、総会において出席した正会員総数の4分の3以上の議決による。

3　第1項第2項の規定に基づいて解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

4　この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第48条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第49条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

（公告の方法）

第50条　この法人の公告は、事務所の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第 8 章　雑則

（委員会）

第51条　この法人は、特定の事業の円滑な遂行をはかるため、理事会の議決を経て、その事業に関する委員会を設けることができる。

2　委員会は、その定められた事業について、理事会の議決に基づき、調査研究をし、または事業を遂行する。

3　委員会の組織および運営に関して必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て、別に定める。

（事務局）

第52条　この法人は、事務を処理するために事務局を置く。

2　事務局には、事務局長１名および職員若干名を置く。

3　事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。

4　事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（委任）

第53条　この定款の実施について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

1　この定款は、この法人が法人として成立した日（以下、「設立の日」という）から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、第13条の第1項のおよび第3項の規定に関わらず、次に掲げるものとする。その任期は、第15条の第1項の規定に関わらず、設立の日から平成13年6月30日までとする。

代表理事　相羽　美子
副代表理事　長谷川　幹
理事　石田　恭子
理事　小林　美津江
理事　真船　洋二
監事　天野　房子

3　この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、設立の日から平成13年3月31日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第41条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5　設立当初の会費

(1)　正会員　4,800円

(2)　賛助会員　1口　2,000円

6　この変更定款は、2012年6月3日から施行する。（2012年10月25日認証済・24生都管特第1501号）（2012年10月29日登記完了）

7　この変更定款は、2015年8月24日から施行する。（2015年8月24日認証済・24生都地特第832号）（2015年8月25日登記完了）

8　この変更定款は、2018年6月3日から施行する。

9　この変更定款は、2021年6月6日から施行する。

10　この変更定款は、2022年6月26日から施行する。（2022年9月27日認証済・4生都管特第662号）